
日程第13 議案第9号 加美町監査委員条例の一部を改正する条例について
議長（米澤秋男君） 日程第13、議案第9号加美町監査委員条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

町長（星 明朗君） 議案第9号加美町監査委員条例の一部を改正する条例について説明申し上げます。

本案件につきましても、前議案同様、地方自治法の一部を改正する法律により、監査委員の定数は町村にあっては2人が法定の定数であることから、定数を定めた規定は不要となり、その定数に係る根拠条項を削除する改正であります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明といたします。

議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第9号加美町監査委員条例の一部を改正する条例についての採決を行います。

お諮りします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、議案第9号加美町監査委員条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第14 議案第10号 加美町税条例の一部を改正する条例について

日程第15 議案第11号 加美町児童福祉審議会条例の一部を改正する条例について

日程第16 議案第12号 加美町有林野管理条例の一部を改正する条例について

議長（米澤秋男君） お諮りいたします。日程第14、議案第10号加美町税条例の一部を改正する条例について、日程第15、議案第11号加美町児童福祉審議会条例の一部を改正する条例について、日程第16、議案第12号加美町有林野管理条例の一部を改正する条例について、以上3件

は地方自治法の一部改正に伴い、吏員とその他の職員の区分を廃止し、各条例中の「吏員」を「職員」に改める条例の改正であり、関連いたしておりますので、会議規則第36条の規定に基づき一括議題といたしたいと思ひます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、日程第14、議案第10号から日程第16、議案第12号までを一括議題とすることに決しました。

日程第14、議案第10号から日程第16、議案第12号までを一括議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

町長（星 明朗君） 議案第10号加美町税条例の一部を改正する条例から議案第12号加美町有林野管理条例の一部を改正する条例までの3議案につきまして前議案と同様、地方自治法の一部を改正する法律に伴い改正するもので、改正内容が同一のため一括して説明申し上げます。

その内容は、吏員とその他の職員の区分の廃止に伴い、3議案の各条例中、「吏員」とある用語をすべて「職員」に改めるものであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明といたします。

議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。議案第10号から議案第12号は一括採決といたしたいと思ひます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、議案第10号から議案第12号は一括採決することに決しました。

これより採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、議案第10号加美町税条例の一部を改正する条例について、議案第11号加美町児童福祉審議会条例の一部を改正する条例について、議

案第12号加美町有林野管理条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第17 議案第13号 加美町千古の森森林空間活用施設条例の制定について
議長（米澤秋男君） 日程第17、議案第13号加美町千古の森森林空間活用施設条例の制定についてを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

町長（星 明朗君） 議案第13号加美町千古の森森林空間活用施設条例の制定について、説明申し上げます。

本案件につきましては、鹿原白沼地区において林業構造改善事業により、平成14年度から進めてまいりました森林空間活用施設について、林間広場、駐車場、炊事施設、交流研修施設等が平成18年12月に完成となりましたことから、施設の設置及び管理に関する緒規定を定める条例を制定するものであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明といたします。

議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。9番工藤清悦君。

9番（工藤清悦君） 大変単純な質問で申しわけないんですけども、使用料の設定根拠をお話ししていただければと思います。

議長（米澤秋男君） 大変申しわけございません。9番、もう一度お願いいたします。ちょっと聞き取れなかった。

9番（工藤清悦君） 千古の森の条例に関することでよろしいんですね。利用料金に関してなんですけれども、設定根拠をお話ししていただければありがたいと思います。

議長（米澤秋男君） 森林整備対策室長。

森林整備対策室長（大類恭一君） お答えいたします。

使用料の根拠につきまして、他の町の施設で取っております使用料と同様の施設のものを対象にして検討しまして、こういう料金の設定にしております。以上です。

議長（米澤秋男君） 9番。

9番（工藤清悦君） 当然、町の施設の利用料というか、使用料を基準にしているということなんですけれども、それぞれ施設によって設置目的が違うわけですね。もちろん建設した経

費も違うわけですから、そういうやり方というのは、そういうことでよろしいんでしょうかね。
議長（米澤秋男君） 森林整備対策室長。

森林整備対策室長（大類恭一君） お答えいたします。

本来それぞれの施設で使用目的があって建設されることになると思うんですけども、対利用料金を設定する際に検討した施設としましては、目的はほとんど同様とされます近隣の荒沢自然館、それからすぐそばにあります大滝のキャンプ場を参考にしておりますので、それで利用目的等が乖離するようなことはないのかなというふうに理解しております。

また、施設の建設費用に関しましては、どの施設に関しましては補助事業を採択していただいて建設しておりますので、それほど一般財源の投入に関しましては差がないのかなというふうに理解しております。以上です。

議長（米澤秋男君） 9番。

9番（工藤清悦君） 補助事業をお願いして、施設の建設には割と経費をかけないでやるようにしたということなんですけれども、そもそもそういう考え方というのは、まずこれから考え直さなくちゃいけないと思うんですよね。実際、ランニングコストもかかっているわけですから、そういった中で使用料金というものを設定していかないと後で、今いろいろな社会教育的な施設もありますけれども、維持管理に大変になっている状況にあるんじゃないかということが言えると思います。そういった中で、指定管理者制度の中でこれを指定管理者が受けた場合には、利用料金がその管理者の収入になるということも条例でうたわれておりますけれども、これはやってみないとわからないと思いますけれども、維持経費、管理するための経費ということの中で、もちろん皆さんに利用されて使用料で管理者が人件費なりなんなりが間に合って、十分にこの施設の設置目的が果たせるような運営状況であればいいんですけども、なかなか今までの指定管理者制度の中でそうはなっていないわけですよね。もちろんさせようという努力もなかなか見えてこないわけですけども、そういった中でこの施設に関してどのような方向で利用していただける、または指定管理者に対して、この利用料金の中でやっていただける、強いていえば町の財政から持ち出さないような方向での運営というものを考えていらっしゃるか、伺いたいと思います。

議長（米澤秋男君） 森林整備対策室長。

森林整備対策室長（大類恭一君） 施設を設置する際に、基本的に必要な施設の建設に関しては、やはり第一優先として補助事業を採択しながら建設するのが一番経済的ではないかなというふうに思っております。

建設後のランニングコストに関しましては、やはり費用対効果、それから収入と支出のバランスなどが一番大事なのかなというふうに考えておりますが、施設の目的上、どちらかという社会教育施設的な施設となっておりますので、予算にも反映しておりますけれども、どちらかという収入が少ない施設となる可能性がございます。

今後、この施設を管理する上で、公設で、公営という形の管理の仕方をやっけていながら、将来的には住民へのサービスを低下させない考え方で、経費をなるべく下げていこうという趣旨のもとに制定されています指定管理者制度に移行していくことを考えておりますけれども、やはり建物とかが大分、3棟、4棟ほどございますので、それらの維持管理にかかる部分に関しては、どうしても支出が大きくなっていくのかなというふうに思っております。

ただ、事業を展開する上で、指定管理者となった団体が赤字にならない程度の中で、利用料金を徴収しながら、そのほかに参加料という形での徴収もあり得るのかなと思いますので、その辺、指定管理者制度に移行する際には検討しながら協定を結んでいきたいと考えております。以上です。

議長（米澤秋男君） ほかにございませんか。5番吉岡博道君。

5番（吉岡博道君） この条例を制定する場合、ほかの類似施設を参考にしたということですが、別表の第6条及び第7条関係の使用料なんですけど、大滝農村公園の場合だと貸しテントも1張り、1日1,000円、あと施設使用料も1人1日当たりでなく、1団体、10名以上ですが、これは3,000円とうたっております。これらの整合性をとる必要はないかどうか伺います。

議長（米澤秋男君） 森林整備対策室長。

森林整備対策室長（大類恭一君） 大滝キャンプ場の場合、使用料の中に貸しテントの料金の設定がございますけれども、大滝キャンプ場に関しましては自前でテントを持ちながら利用する方にテントを貸し出して利用してもらっているやり方をやっております。ただ、そういうやり方をしていきますと、どうしても貸しテントの管理に費用がかかってしまいますので、基本的に千古の森のキャンプ場につきましては、利用する方に持ってきていただいて利用していただくというようなやり方をとっていかうかなと思っております。

ただ、その中でどうしてもお借りしたいという方が出た場合には、こちらの大滝のキャンプ場の方から回していただくような形で運用していきたいなというふうに考えております。

それから、団体扱いを大滝キャンプ場の方でとっているという利用料の設定との整合性に関しましてですけれども、個人1人当たり、個人ごとの料金徴収ということで設定しております。団体割引というような制度は考えておりませんでした。以上です。

議長（米澤秋男君） 5番。

5番（吉岡博道君） この施設につきましては、白沼、長沼をバックロケーションにして、壮大な自然を満喫できるということで、大いに利用してもらいたいと思います。特に町内の小学生、中学生などは大いに利用していただきたいと思うんですが、その辺の免除あるいは減免について、どの辺の範囲まで考えていらっしゃるかお聞きします。

議長（米澤秋男君） 森林整備対策室長。

森林整備対策室長（大類恭一君） 条例の第8条に使用料の減免措置に関する条文がございますけれども、基本的に町内の保育所、幼稚園、小・中学校、高校生が参加します学校教育、社会教育等で参加される場合は、減免措置を行っていいのかなというふうに考えております。

ただ、町外とのバランスも欠かない程度に減免措置の設定もやっていく必要があるのかなというふうに考えております。以上です。

議長（米澤秋男君） ほかにございませんか。10番三浦英典君。

10番（三浦英典君） 今回、この施設の名前は千古の森として大変ユニークなというか、すばらしい名前をつけていただいたわけですが、この辺の命名の方法はどういうふうにしてついたものなのかお話しください。

議長（米澤秋男君） 森林整備対策室長。

森林整備対策室長（大類恭一君） お答えいたします。

この地域に関しましては、たしか平成5年だったと思うんですけれども、旧小野田町で千古の森条例というものを制定しまして、平成8年に国有林約100町歩を買収した地域に建設された施設でございます。地域性もございまして、条例の頭に千古の森という名前を冠した形になっております。以上でございます。

議長（米澤秋男君） ほかにございませんか。11番佐藤善一君。

11番（佐藤善一君） この施設に行き着くまでの道路関係なんですけれども、大分危険な箇所がありまして、トラロープ等が張られておったわけですが、ほとんど一方通行でもありますし、その辺の整備がどのようにされているのかお尋ねしたいと思います。

議長（米澤秋男君） 森林整備対策室長。

森林整備対策室長（大類恭一君） この施設までのアクセス道路につきましては2ルートございます。一つは、荒沢自然館から通じます町道荒沢線とそれから国有林道を経由するルート。それから町道青野線側を経由するルート、2路線あるんですけれども、以前にも御説明しておりますが、荒沢自然館側から通じるルートを整備しながらアクセス道路として利用するように

考えております。

それで、延長が約7キロほどございまして、国有林側の道路に関しましては併用林道の協定を結びまして、今後、19年度予算以降は財政が許す限り調査、測量を行いながら整備を進めていきたいなというふうに考えておりまして、それが終了次第、町道側の整備も建設課と協議しながら進めていきたいと考えております。

議長（米澤秋男君） 11番。

11番（佐藤善一君） 途中、絶壁になっている箇所が2カ所ほどあったわけですが、その辺、ガードレール等の整備がされたのかどうか。

議長（米澤秋男君） 森林整備対策室長。

森林整備対策室長（大類恭一君） 議員お考えの場所に関しましては、町道青野線側のルートではないかなというふうに考えます。町道荒沢線側ですと、それほど大きな断崖というか、がけになっているような場所はたしかなかったような気がしますので、青野線側ですとがけ等がありまして、大分沢が深いですので、今考えている荒沢線側線にはそれほど危険な場所はないというふうに理解しております。

議長（米澤秋男君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第13号加美町千古の森森林空間活用施設条例の制定についての採決を行います。お諮りします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、議案第13号加美町千古の森森林空間活用施設条例の制定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第18 議案第14号 加美町ホームヘルプサービス事業費用徴収条例を廃止する条例について

議長（米澤秋男君） 日程第18、議案第14号加美町ホームヘルプサービス事業費用徴収条例を廃止する条例についてを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

町長（星 明朗君） 議案第14号加美町ホームヘルプサービス事業費用徴収条例を廃止する条

例について説明申し上げます。

本案件は、これまで町で行ってきましたホームヘルプサービス事業について廃止するものがあります。その理由は、障害者のホームヘルプサービスにつきましては、障害の種類等にかかわらず、共通の福祉サービスを受けられる障害者自立支援法のもとでサービスが受けられるようになったこと。また、高齢者に対するホームヘルプサービスにつきましては、合併時において加美町社会福祉協議会に事業を委託し、訪問介護等のサービスを行っている現状であること等により、福祉サービス制度が新しいサービス体系に移行することから、今回、条例の廃止を行うものであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明いたします。

議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第14号加美町ホームヘルプサービス事業費用徴収条例を廃止する条例についての採決を行います。

お諮りします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、議案第14号加美町ホームヘルプサービス事業費用徴収条例を廃止する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第19 議案第15号 加美町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

議長（米澤秋男君） 日程第19、議案第15号加美町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

町長（星 明朗君） 議案第15号加美町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について説明申し上げます。

本案件は、昭和24年に人事院規則により勤務中における軽度の疲労を回復し、公務能率の増進を図る趣旨から設けられたものでありますが、近年公務員の勤務条件については、民間準拠が一層求められている状況のもとで、休息時間が民間企業においてはほとんど普及していない制度であったことから、休息時間を廃止して、民間の労働時間制度と同様の休憩時間で一本化したものであります。また、育児休業を行う職員の早出、遅出の勤務について該当する職員を小学校就学前の子を養育している職員から小学校に就学している子を養育する職員に改めたものであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明いたします。

議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第15号加美町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についての採決を行います。

お諮りします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、議案第15号加美町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第20 議案第16号 加美町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議長（米澤秋男君） 日程第20、議案第16号加美町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

町長（星 明朗君） 議案第16号加美町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について説明申し上げます。

本案件は、給与構造の改革に伴い、俸給水準の引き下げを行うものであります。その俸給表

の内容は、若手の層の引き下げを行わず、中高年層を7%引き下げ、平均で4.8%程度の引き下げによる俸給表で、これまでの8級制を6級制とした級構成の再編を行ったものであります。

また、平成18年度人事院勧告により、扶養手当については現行では扶養人数により異なっていた扶養手当を、扶養者それぞれにつき6,000円としたものであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明といたします。

議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第16号加美町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての採決を行います。

お諮りします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、議案第16号加美町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

総務課長。

総務課長（今野正晴君） 大変申しわけないんですけども、字句の訂正方をお願いします。

議案第17号、ページ数で85ページですけども、題の下の「加美町道路専用」の「専」の字が間違っておりました。上に書いてある占めというんですか、その「占」を下の「占用」に訂正方をお願いします。大変申しわけありません。

議長（米澤秋男君） 皆さんおわかりですか。（「はい」の声あり）

それでは会議を続けます。

日程第21 議案第17号 加美町道路占用料等条例の一部を改正する条例について

議長（米澤秋男君） 日程第21、議案第17号加美町道路占用料等条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

町長（星 明朗君） 議案第17号加美町道路占用料等条例の一部を改正する条例について説明

申し上げます。

本案件は、道路法施行令の一部を改正する政令に伴い、歩行者の安全で円滑な通行を確保することができるよう、道路上における自転車等の放置問題について対処するため、これらの自転車等の駐車に必要な車輪どめ装置その他の器具を道路の附属物として定めたものであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明いたします。

議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。9番工藤清悦君。

9番（工藤清悦君） 町長、大変申しわけないんですけども、今提案理由をおっしゃったんですけども、車輪どめとか道路の附属物とかというような表現だったんですけども、具体的にどういう状況になったときにこうなんですというやつをちょっと説明していただいてよろしいですかね。済みません。

議長（米澤秋男君） 建設課長。

建設課長（佐々木幸輝君） 道路施行令の附属物ということにあっては、法律に決まっているのは、道路の標識あるいは情報を発している、温度でありますとか、通行どめになっていきますとか、ああいうものが道路に必要とされるものが附属物で、今回、ただいま御説明申し上げました駐輪場、要するに自転車をとめる装置もこの附属物に入るという改正でございます。

これまでは、道路に接する位置、場所ということが、今回は道路上に、要するに歩道にも設置できるという改正でございます。以上です。

議長（米澤秋男君） 9番。

9番（工藤清悦君） 御丁寧な説明ありがとうございました。

これは実際に、例えば町の中にこういう駐輪場をつくりますよとかなんとかという具体的な今後の計画ということではなくて、要するに道路法が変わったので自治体も直したんだよということの理解でよろしいんですか。

議長（米澤秋男君） 建設課長。

建設課長（佐々木幸輝君） そのとおりでございます。

議長（米澤秋男君） ほかにございませんか。5番吉岡博道君。

5番（吉岡博道君） この際ですから、関連してお聞きしたいと思います。

この占用料につきましては、加美町では毎年1,000万円ぐらいずつ入ってくるわけですが、ほとんど電柱とか電話柱だと思います。それで、例えば家庭で合併浄化槽をつくって、それが

ら放流管で道路を横断して埋設する場合、これもこの条例にひっかかってくると思うんだけど、その際の減免とか免除があるかどうかお聞きします。

議長（米澤秋男君） 建設課長。

建設課長（佐々木幸輝君） 個人で申請なれば、あるいは個人で占有したいということになれば当然占有申請、占有許可の対象物となりますし、占有料が発生してくるというふうになります。水道あるいは下水道等にありましては、水道事業管理者等が占有申請になってきますので、そのときには占有料を発生していないということになります。（「減免、免除はないということですか」の声あり）

水道事業管理者、要するに具体的に申しますと、町長が管理者でございますから、水道事業者の名前でもって占有申請が出れば、そういう場合には占有料は生まれてこないというふうになります。個人で占有申請あって、占有許可をとれば当然のごとく占有料が発生してきます。以上です。

議長（米澤秋男君） 5番。

5番（吉岡博道君） 4月から農地・水・環境保全向上対策事業が始まるわけですが、それぞれの行政区でもって路肩に花を植えたり、あるいは景観作物を植えたりする計画が多々出てくると思います。もちろん路肩はだめなんでしょうが、そういった場合の指導ですか、どうなさるんでしょうか、お聞きします。

議長（米澤秋男君） 建設課長。

建設課長（佐々木幸輝君） 個々に具体的に協議はまだ、個々にですよ、いただいてない状況にあります。道路管理上、やっぱり好ましくない判断される状況であれば、それはやっぱり難しいというふうに思います。もちろん占有許可で申請されても、多分、もちろん協議になりますけれども、専門に使用させるという許可には出せないだろうというふうに思います。以上です。

議長（米澤秋男君） 5番。

5番（吉岡博道君） 具体的に路肩から1メートル以内はだめだとか、そういった具体的な規制とか、そういうものはあるんでしょうか。私はあると聞いていますが、それから出た、例えば道路ののり面とか、そういったものはよろしいというようなことを伺っていますが、そういった統一した見解みたいなものを示していただかないと、これからやる方にとっては大変難しい問題ではないかと思われるわけですから、伺ったわけです。

議長（米澤秋男君） 建設課長。

建設課長（佐々木幸輝君） 路肩から1メートルとか、そういう線引きは今具体的には示されていない状況ですが、その都度状況に応じた協議になるうかと思えます。以上です。

議長（米澤秋男君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第17号加美町道路占用料等条例の一部を改正する条例についての採決を行います。

お諮りします。本件は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、議案第17号加美町道路占用料等条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第22 議案第18号 加美町都市公園条例の一部を改正する条例について

日程第23 議案第19号 加美町公民館条例の一部を改正する条例について

日程第24 議案第20号 加美町中新田図書館条例の一部を改正する条例について

日程第25 議案第21号 加美町小野田図書館条例の一部を改正する条例について

日程第26 議案第22号 加美町芹沢長介記念東北陶磁文化館条例の一部を改正する条例について

日程第27 議案第23号 加美町宗左近記念縄文芸術館条例の一部を改正する条例について

日程第28 議案第24号 加美町墨雪墨絵美術館条例の一部を改正する条例について

日程第29 議案第25号 加美町ふるさと陶芸館条例の一部を改正する条例について

日程第30 議案第26号 加美町中新田B & G海洋センター条例の一部を改正する条例について

議長（米澤秋男君） お諮りいたします。日程第22、議案第18号加美町都市公園条例の一部を改正する条例について、日程第23、議案第19号加美町公民館条例の一部を改正する条例について

て、日程第24、議案第20号加美町中新田図書館条例の一部を改正する条例について、日程第25、議案第21号加美町小野田図書館条例の一部を改正する条例について、日程第26、議案第22号加美町芹沢長介記念東北陶磁文化館条例の一部を改正する条例について、日程第27、議案第23号加美町宗左近記念縄文芸術館条例の一部を改正する条例について、日程第28、議案第24号加美町墨雪墨絵美術館条例の一部を改正する条例について、日程第29、議案第25号加美町ふるさと陶芸館条例の一部を改正する条例について、日程第30、議案第26号加美町中新田B & G海洋センター条例の一部を改正する条例について、以上9件は指定管理者制度の活用に向けて施設の設置条例を改正するもので、関連いたしておりますので、会議規則第36条の規定に基づき一括議題といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、日程第22、議案第18号から日程第30、議案第26号までを一括議題とすることに決しました。

日程第22、議案第18号から日程第30、議案第26号までを一括議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

町長（星 明朗君） 議案第18号加美町都市公園条例の一部を改正する条例から議案第26号加美町中新田B & G海洋センター条例の一部を改正する条例までの9議案につきましては、指定管理者制度活用に向けて条例を改正するもので、改正内容が同一のため、一括して説明を申し上げます。

その施設は、都市公園2カ所、加美町公民館3カ所及び地区公民館6カ所、中新田図書館及び小野田図書館、芹沢長介記念東北陶磁文化館、宗左近記念縄文芸術館、墨雪墨絵美術館及びふるさと陶芸館並びに中新田B & G海洋センターの18施設で、その内容は指定管理者による管理を規定し、条文を整理するとともに、指定管理者が行う業務を規定したものであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明といたします。

議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。9番工藤清悦君。

9番（工藤清悦君） 今回、さまざまな施設の指定管理者に関して条例改正の案が出ておるわけですが、教育長にお聞きした方がいりませんか。社会教育施設、公民館でありますから、教育長、これの指定管理者制度に移行するというような条例改正の方向でありますけれども、公民館法との関連もあるとは思いますが、やはりいろいろ生涯学習の観点から公

民館とかというのはもう現場の最前線でいろいろ活動していただいている組織といいますが、施設だと思っんですけれども、どういう形といいますが、方向性、またはその年度といいますが、指定管理者制度に持っていくというふうにお考えなのかが、一つ。

もう一つは、指定管理者制度に移行する場合、受ける業者さんといいますが、受ける組織の方々、こういう人たちというのは、例えば設置目的によって今も利用の減免措置をされているのかなというふうに思いますけれども、公民館に関しては使用料、あとそのほかの施設については入場料などの減免措置が今も行われていると思いますけれども、やはり指定管理者を受けると、それが直接の収入だということになれば、その指定管理者を受けるときの算出基礎といいますが、この減免に関しての収入ですから、これがどのくらいになっているのかというように、なことに對しても非常に興味深い算出基礎が今までの減免の額といいますが、が非常に重要になってくるのかなというふうに思いますけれども、今までに近い何といいますが、去年、おとしの中でそれぞれの施設がどのくらい減免されているのか。もしデータがあればお願いをしたいと思ひますし、なぜこのような話をするかという、先ほど千古の森のときもお話ししましたが、やはり設置目的の中で町民がそういう施設の利活用をすることによって、やはりまちづくりに貢献する、またはさまざまな活動のベースになるというようなことで、町にとっては、まちづくりにおいてなくてはならない施設だと思っんですけれども、ただ、そのランニングコストなり、そこにかかっている経費というものは減免という、ただ町民の方々が申請するだけでいいというような認識の中で、施設の維持管理費というものがやっぱり念頭にないような感じもするわけですね。

今から厳しい財政運営の中で、自分たちの活動が町でこのくらい面倒見てくれるというよりは、コストとしてかかっているんだよというようなことも含めて、今後、活動の方向性というものも検討していかなくちゃいけないというふうに思ひますので、その点についてお願いをしたいと思ひます。

議長（米澤秋男君） 教育長。

教育長（伊藤善一郎君） 基本的には、町の社会教育施設はできるだけ町民に活用していただきたいというのが基本原則です。減免のありようによっては、これは利用できがたくなるというふうな方向になりかねないと思ひますけれども、できるだけそういう方向にならないように、減免措置は従来と同様に考えていきたい。ただ、その場合で、その収入が指定管理者の収入になるというような場合に、果たして指定管理者がそれを受けるとか、その辺が一番懸念される課題でございます。その辺のところを検討しながら、町としても施設の維持管理、

あるいはランニングコストは従来どおりやれるか、やらないか、この辺のところもあわせてすべて検討しながら今後の指定管理者の導入について進めてまいりたいと、こういうふうに考えております。

基本的には町民が従来と変わりなく利用できるように、あるいはそれ以上に活用していただけるような形になればいいというふうに考えております。これは、一つには、先ほど2007年問題として吉岡議員の方からいろいろ指摘された問題ですけれども、合併当初、ここに公民館等に町の職員が入ったというのは合併したことによって行ったと。要するに三つの町の管理職クラスの配置、要するに従来の町の組織だけでは賄い切れないということで、公民館の館長とか、あるいは幼稚園の園長とか、これらにもすべて町の職員が入り込んで管理職をここに充てたということでございまして、これを一つずつ削って行って、昔に帰るといのか、そういう方向に持って行って、なおかつ町民が使いやすい形にしていきたいと。それが指定管理者制度への移行の大きなねらいでもあります。（「17年度の減免額の総額はわかりますか」の声あり）議長（米澤秋男君） 答弁漏れ。文化振興課長。

文化振興課長（竹中直昭君） 減免額については、私ら方で所管しております文化会館、それから陶磁館等美術館のたぐいでありまして、参考までに、例えば18年度1月末現在ぐらいなんですけれども、大体入館見込み者、これは東北陶磁文化館の例でございまして、大体無料で入っていますのが、およそ100名ぐらいです。例えば今年度、1,000名の入館者があるとしたら、100名ぐらいということで10%ぐらい減免しております。

それから縄文芸術館に関しましても大体、今年度末で800か、それぐらいの入館者になると見込まれますけれども、これで大体170名ぐらいの減免です。無料でございます。ですから、単純にいろいろな高齢者の方もいますし、子供たちもいますけれども、仮に入館料が300円としますと、その人数分ぐらいが減免になっております。

それから、例えばここ指定管理者にはなって、今回の条例改正にはなっておりませんが、やくらい文化センター、これは使用料の合計が、調定額と使用料の合計全部で、今現在で大体350万円ぐらいの使用料になっておりますけれども、そのうち減免額が210万円ほどになっております。ですから、実際に入っているのが130万円ぐらいというようなことで、かなりいろいろな、結局社会教育団体でありますとか、あるいは学校、そういった使用に関しましては、ほとんど無料、それからあと半額、免除とかいろいろありますけれども、そういった施設によっても多少差異がありますけれども、施設利用に関しましてはかなりの額が減免されているというふうに思います。以上でございます。

議長（米澤秋男君） 9番。

9番（工藤清悦君） 正確にはわからないということですよ、基本的には、指定管理者受ける方からすれば、これが一番大事なところだと思うんですよ。その収入でその管理をしなくちゃいけないわけですからね。ですから、これをはっきりしないと、教育長が町民が使いやすいようにというようなことに関しては、これは当たり前というか、当然のことですから、これは必ず担保に入れなければならないことなわけですから、ただその受ける方がどのぐらいの減免して、それが例えば今減免するときにちゃんと減免申請というのを書いていただいているわけでしょうから、それをまとめればどのぐらい施設利用の中で減免しているんですよ。それは当然指定管理者になったときに減免申請したものに関しては町で補てんしていただくというような手法をとると思うんですよ、実際はね。今、やくらい施設分だってそうだと思いますからね。

そういったときに、基礎数字もわからないで、この指定管理者制度を議論するとか、あと大ざっぱなこと、このぐらいじゃないですかということは、非常に今後の指定管理者制度の方向として、受ける方も不安だし、出す方も不安じゃないかというように思います。ひとつ、何といいますかね、きちりとした数字を出していただいて、受ける方も住民サービスを十分にできるような体制をとっていただきたいと思ひますし、また町民サービスについてもこのぐらいの額で受け取ったんだから、もっと町民サービスをして施設の有効利用をしましょうというぐらいの再生産につながるような状況の中で指定管理者制度というのを考えていただきたいなというふうに思ひます。

教育長さん、ひとつ、公民館、先ほども申し上げましたけれども、やはり町民のさまざまな活動の最前線なわけですよ。青少年の健全育成、ジュニアリーダーから初めいろいろな健全育成にしる、子育て支援も受け取っているところもある。あとはさまざまな教室で、勤労者のためにやっているところもある。あとは高齢者の福祉まで、多岐にわたっているいろいろなことをやっているわけですね、公民館というのが。そういった事業展開の中で指定管理者制度ということと、今までの住民活動のサポートという関係での方向性があればお願いをしたいと思ひます。

議長（米澤秋男君） 教育長。

教育長（伊藤善一郎君） 基本的に、例えば子育てということになってきますと、これは保健福祉課との連携の中で行わなければいけないということになりますし、いずれにいたしましても町民がそこに入り込んで子育てに関与していくということになると、無資格でというふうな

いろいろな規定があります。それらをクリアしながら整備していかなければならない。

ですから、指定管理者制度導入するとしてもそんなに単純なものではないということなんです。今後この条例を通していただきました後でいろいろな規則を決めまして、今お話しありました条件整備を整えて、その上で指定管理者に移行できるように、しかも指定管理者そのものも多少というか、要するに十分にそれなりの収入が得られる体制。と同時に、町としても施設の維持管理、あるいはランニングコストについても従来どおり考えていかなければならない場面もあるだろうと思います。そんなことをいろいろ勘案しながら規則をつくって、そしてお示しいたしたいと、こういうふうに思っております。

ですから、これは入り口であって、この条例の制定の後で規則を整備していかなければいけない、こういうふうな段取りになろうかと思っております。ですから、より使いやすいようにするには、規則の整備というのが欠かせない内容になったと思います。そういうふうな中での利活用の活発化、活性化というものを図りながら、より住民が使いやすい、町民が使いやすい施設運営になればというふうに考えながら、進めてまいりたいと思っております。以上です。

議長（米澤秋男君） 9番。

9番（工藤清悦君） 社会教育課長にお伺いしたいと思います。

今、教育長がおっしゃったように、町民が使いやすい、または今までのサービスを低下させない、なおかつ町長がいつも言うように町民との協働、町民が社会参加しながら、要するにその公民館でやっているような事業を推進していかないと、本来の指定管理者制度の目的というのは達成できないのかなというふうに思うんですけども、そういった中で、何と申しますかね、受ける方の組織の育成、これに関してはやっぱり社会教育課長の方の分野なのかなというふうに思いましたので、全体の方向として生涯学習施設が指定管理者制度に向けて進んで、第一歩を踏み出していく中で、実際町民の方々のマンパワーと申しますかね、そういうものを結集しながらよりよいものを目指していくための施策の展開というものについてどのようにお考えになっているか、お伺いをしたいと思います。

議長（米澤秋男君） 教育長。

教育長（伊藤善一郎君） 今、お話しある内容につきましては、殊に指定管理者をいかに獲得するかということが一番大きな課題になってきますので、このことにつきましては2年前あたりから各施設長において育成するように、あるいは条件整備をするようにということで指示しております。指示しながら、今後移行できる体制のところからそれを進めていくというようなことで、条例つくったらすぐ指定管理者という形にはなかなかかなり得ないんじゃないかと。殊

に現在運営しているのは町の職員が中心になってやっているわけですが、やはり町の職員ですといろいろな勤務時間とか縛りがございまして、なかなか町民の要望にこたえられない部分もあるわけですが、指定管理者となればそれなりの要望にこたえられる体制がつけられるんじゃないかという希望もあります。そういう中で、現在、指定管理者になり得る母体というものを選定し、育てていくように指導していることとさせていただきます。そのことについては、あと残りがありましたら社会教育課長に答弁させます。

議長（米澤秋男君） 社会教育課長。

社会教育課長（三浦庄一郎君） 先ほど議員さんがおっしゃったように、受け皿が一番私たちは心配でございますが、今教育長からお話しありましたように、早い時期からそのような対応をとるようというところでございまして、平成20年ころまで、最初地区館の方から指定管理者にやっていきたい。そしてその状況を見まして本館というふうな段階を経てやっていきたいと、このように考えております。平成20年中に指定管理者にするか、それともそのままいくなか、このように結論を出して、早ければ21年からやっていきたいと、このように思っております。

それから、先ほどから使用料の減免の関係のお話があったようでございますが、使用料の減免は条項としてそのまま残ります。指定管理者が減免するのではなく、町長がすることになっていきますので、これまでどおりの減免ができるのではないかとこのように考えております。以上です。

議長（米澤秋男君） ほかにございせんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございせんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。議案第18号から議案第26号は一括採決といたしたいと思っております。これに御異議ございせんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、議案第18号から議案第26号は一括採決とすることに決しました。

これより採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございせんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、議案第18号加美町都市公園条例の一部を改正する条例について、議案第19号加美町公民館条例の一部を改正する条例について、議案第20号加美町中新田図書館条例の一部を改正する条例について、議案第21号加美町小野田図書館条例の一部を改正する条例について、議案第22号加美町芹沢長介記念東北陶磁文化館条例の一部を改正する条例について、議案第23号加美町宗左近記念縄文芸術館条例の一部を改正する条例について、議案第24号加美町墨雪墨絵美術館条例の一部を改正する条例について、議案第25号加美町ふるさと陶芸館条例の一部を改正する条例について、議案第26号加美町中新田B & G海洋センター条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第31 議案第27号 公の施設の指定管理者の指定について（加美町障害者自立支援センター）

議長（米澤秋男君） 日程第31、議案第27号公の施設の指定管理者の指定について（加美町障害者自立支援センター）を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

町長（星 明朗君） 議案第27号公の施設の指定管理者の指定について説明申し上げます。

本案件は、去る2月の第1回臨時会において、条例制定の承認をいただきました加美町障害者自立支援センターについて、指定管理者の指定を行うもので、指定管理者選定委員会で審査した結果、専門的福祉サービスを必要とすることから、社会福祉法人大崎誠心会を適任と認め指定するものであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明といたします。

議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。11番佐藤善一君。

11番（佐藤善一君） この指定管理者でありますけれども、公民館や図書館とまた違った部分があるかなと思ってお尋ねをしたいと思います。指定管理者については、監査ができるのは金の出し入れだけであって、業務そのものについては監査の対象にならないかと、私は理解しているんでありますけれども。したがって、どのように質の高いサービスが提供されているものなのかどうか。あるいは、定員以上の申し込みがあった場合、どうやって公平性が担保されるのか、あるいはまたそれに町がどのようにかかわってくるのか、その点についてお尋ね

をしたいと思ひますし、この指定期間が3年でありますね。3年の指定の審査に入る場合、年に1回業務報告書の提出を求めていることと思ひますが、それだけで事が足りるのかどうか。その他のものに対する大綱がすべてこの報告書でクリアできるのかどうか、その点についてお尋ねをいたします。

議長（米澤秋男君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（柳川文俊君） お答えします。

4点ほど御質問があったかと思ひます。

まず、1点目の質の高い福祉サービスが確保できるかということでありまして、先ほど町長が申し上げましたように、この大崎誠心会につきましては大崎圏域を中心にしまして、主に知的障害者を対象にしましていろいろな事業を展開している。入所、通所施設、あるいはデイサービス関係、そういったものからノウハウ、あるいは高い技術等をもって、ここの障害者自立支援センターで事業を展開していただくということからすれば、そういった障害者に対して主にここの施設ではパンを焼くということで、訓練を通した障害者の自立に向けた福祉サービスということでありまして、そのほかに身体障害者の生活介護の部分、あるいは自立に向けた訓練の部分もあわせてそういった事業展開をやりまして、期待もし、あるいは質の高いサービスが受けられるのではないかなと考えております。

2点目の、ここの施設につきましては、定員が30名で設定しております。30名を超えた場合ということでありまして、今後の事務としましては今回のこの指定管理者の指定の案件を御審議いただいた後に県のサービス事業所、施設としての指定を受ける段取りになっておるわけですが、30名の範囲内でやっていきたいということですが、そのほかに個々のいろいろな生活介護の部分、あるいは訓練の部分、そのほかにレスパイト機能サービスという部分もあります。これは障害を持った家族が一時的にその障害者を預けなければならない部分もあります。そういった場合には、利用者についても30名を超える場合も出てこようかと思ひますが、そこら辺はやっぱりこういった法人が柔軟性を持ってやってもらいたいと考えております。

それから、ここの施設と町のかかわりということですが、今回、指定管理者の指定ということで当然建物、土地、そのものは町の財産でありますから、あるいはこの施設を無償貸し付けという形になろうかと思ひます。そうした場合には、ここを利用する障害者の人たちが加美町の住人というんですかね、障害を持った人たちが基本となると思ひます。そうした場合には、そのほかにいろいろあるわけですが、こういった加美町の障害を持った人たちが優先的に利用できるようにということが大前提であろうかと思ひます。当然、多額の資金を投資してこう

いった自立支援センターを整備しているわけですから、法人と町とのかかわりというのは当然町のそういった障害者政策というものをここの施設に反映させていくということは当然のことだと思いますので、そこら辺は町としても指導なり、いろいろそういったかかわりを持っていきたいということでもあります。

それから、今回ここの指定管理者の指定期間については3年ということで設定をしておりますけれども、じゃ3年後の町の対応はどうかといいますと、一応、先ほど佐藤議員御案内のとおり、毎年毎年、事業展開した部分ではいろいろ法人から事業報告書の提出を求めることとなります。これは条例にもきちんと規定しておりますので、いろいろ実施状況、利用状況、それから管理経費の収支状況とか、そういったものの報告を受けまして、3年後についてもやっぱりこの法人にお任せしていいと判断すれば、引き続きまた管理者として指定することはいささかの迷いもないのかなと、このように考えております。以上でございます。

議長（米澤秋男君） ほかにございませんか。5番吉岡博道君。

5番（吉岡博道君） ただいま課長より詳しく説明があったわけですが、今回のこの支援センターの指定管理者の指定、この団体には何の異論もございません。ただ、指定になった段階で今度は協定を結ぶと思うわけですが、この協定内容、特に今回の場合は指定管理者への委託料も発生しない。そのような、これまでにないような協定内容になるうかと思えます。これにつきまして、需用費の関係も含めて、町が協定に当たっての基本的な姿勢、考え方を伺います。

議長（米澤秋男君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（柳川文俊君） お答えします。

ただいま吉岡議員さんからの御質問で、協定の内容ということではありますが、今回、障害者自立支援センターの指定管理者に伴いましての委託料の発生はございません。当然、法人としましては、個々利用者からの利用料、それから利用したことによって町からの給付費ということ、それからもちろんここではパンを主に製造するわけですから、そのパンの売り上げが主な収入となるわけでございます。

あわせまして、当然ここの施設についてはそういった収入で、報告では4,000万円ほど上がってきたわけですが、その中で維持管理をやっていただくということで、町からの委託料はございません。それから、今後、御承認いただいた後に年度協定、あるいは基本協定を締結するわけですが、一番私どもで重要と思っているのは、やっぱり先ほども申し上げましたように、多額の投資をして整備した施設でありますから、やはり加美町の障害を持った方々が優先して利用できるように、その協定の中にきちっと明文化するということだと思います。

それから、もちろん管理料につきましては、町の施設でありますから、例えば大きな地震が来たときとか、そういった場合に建物が壊れた場合については当然町がこれを負担しなければならぬ部分であります。通常の維持管理についてはすべて指定管理者の経費で対応していただくと、このように考えております。以上でございます。

議長（米澤秋男君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第27号公の施設の指定管理者の指定について（加美町障害者自立支援センター）の採決を行います。

お諮りします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、議案第27号公の施設の指定管理者の指定について（加美町障害者自立支援センター）は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第32 議案第28号 土地の売払いについて

議長（米澤秋男君） 日程第32、議案第28号土地の売払いについてを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

町長（星 明朗君） 議案第28号土地の売払いについて説明申し上げます。

本案件は、平成18年10月開会の加美町議会第5回臨時会において報告をしておりますタカノフーズ株式会社と町との協議により進められておりました工場敷地内の水路移設工事等が平成19年2月末で完了となったことから、雁原工業団地、加美町字雁原 175番4及び 175番5。宅地1万172.41平方メートルについて、タカノフーズ株式会社、茨城県小美玉市野田1542、代表取締役高野英一氏に1億9,618万8,898円で譲渡するものであります。

なお、譲渡金額につきましては、現在の雁原工業団地の分譲価格であります1平方メートル当たりの単価1万7,800円に面積を乗じて算出した額1億8,106万8,898円に、水路移設工事費の2分の1であります1,512万円を加算した額であります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第28号土地の売払いについての採決を行います。

お諮りします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、議案第28号土地の売払いについては、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第33 議案第29号 大崎市の公の施設を利用することを廃止する協議について

議長（米澤秋男君） 日程第33、議案第29号大崎市の公の施設を利用することを廃止する協議についてを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

町長（星 明朗君） 議案第29号大崎市の公の施設を利用することを廃止する協議について説明申し上げます。

本案件は、平成19年3月31日限りで大崎市古川東保育所南町分園の廃止に伴い、その施設を本町の住民が利用することを廃止する協議であり、議会の議決を求めるものであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明といたします。

議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第29号大崎市の公の施設を利用することを廃止する協議についての採決を行います。

お諮りします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、議案第29号大崎市の公の施設を利用することを廃止する協議については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第34 議案第30号 大崎市の公の施設を利用することの協議について

議長（米澤秋男君） 日程第34、議案第30号大崎市の公の施設を利用することの協議についてを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

町長（星 明朗君） 議案第30号大崎市の公の施設を利用することの協議について説明申し上げます。

本案件は、平成19年4月1日から、大崎市古川たんぼぼ保育所が開所することに伴い、その施設を本町の住民が利用することの協議について、議会の議決を求めるものであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明といたします。

議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第30号大崎市の公の施設を利用することの協議についての採決を行います。

お諮りします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、議案第30号大崎市の公の施設を利用することの協議については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第35 議案第31号 大崎地域広域行政事務組合規約の変更について

日程第36 議案第32号 加美郡保健医療福祉行政事務組合規約の変更について

日程第37 議案第33号 宮城県市町村職員退職手当組合規約の変更について

日程第38 議案第34号 宮城県市町村自治振興センター規約の変更について

議長（米澤秋男君） お諮りいたします。日程第35、議案第31号大崎地域広域行政事務組合規

約の変更について、日程第36、議案第32号加美郡保健医療福祉行政事務組合規約の変更について、日程第37、議案第33号宮城県市町村職員退職手当組合規約の変更について、日程第38、議案第34号宮城県市町村自治振興センター規約の変更について、以上4件は地方自治法の一部改正に伴い、「収入役」を「会計管理者」に、「吏員その他の職員」を「職員」に改める改正であり、関連いたしておりますので、会議規則第36条の規定に基づき、一括議題といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、日程第35、議案第31号から日程第38、議案第34号までを一括議題とすることに決しました。

日程第35、議案第31号から日程第38、議案第34号までの一括議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

町長（星 明朗君） 議案第31号大崎地域広域行政事務組合規約の変更についてから議案第34号宮城県市町村自治振興センター規約の変更についてまでの4議案について説明申し上げます。

本案件は、地方自治法の一部を改正する法律に伴う規約の変更で、その内容は「収入役」を「会計管理者」に、「吏員その他の職員」を「職員」に字句の訂正をするものであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明といたします。

議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。議案第31号から議案第34号は一括採決といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、議案第31号から議案第34号は一括採決することに決しました。

これより採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、議案第31号大崎地域広域行政事務組合規約の変更について、議案第32号加美郡保健医療福祉行政事務組合規約の変更について、議案第33号宮城県市町村職員退職手当組合理約の変更について、議案第34号宮城県市町村自治振興センター規約の変更については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

なお、あすは午前10時まで本議場に参集願います。

大変御苦労さまでした。

午後3時58分 散会